

中小企業地域資源活用促進法 活用の手引き

連携組織による地域の活力づくり

中小企業庁経営支援課 監修
全国中小企業団体中央会 編集

中小企業地域資源活用促進法を豊富な資料で詳細解説

本書の特色

平成19年6月29日に施行された「中小企業地域資源活用促進法」を詳細解説。基本方針、地域資源、支援策等について詳細に解説するとともに、資料編として、関係法令、実施要領、各都道府県の地域資源等を掲載。中小企業による地域資源活用事業計画の作成や自治体による支援措置の検討・実施の際の格好の手引書。

本書の主な内容

第1章 中小企業地域資源活用プログラムの概要

- 1 地域資源活用事業の取組みに向けて
- 2 地域資源の考え方
- 3 地域資源活用支援のポイント
- 4 支援を受けるために
- 5 支援策の紹介
- 6 施策スキーム
- 7 中小企業地域資源活用促進法の構造
- 8 基本方針の概要等

- (4) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行規則
- (5) 地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針
- (6) 課税の特例の基準
- (7) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案に対する附帯決議(衆議院)
- (7-2) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案に対する附帯決議(参議院)
- (8) 都道府県の基本構想において特定された地域資源

第2章 資料編

- 1 法令
 - (1) 中小企業地域資源活用促進法の審議経過等
 - (2) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
 - (3) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令
- 2 中小企業地域資源活用促進法の運用に係る実施要領について
- 3 中小企業の地域資源を活用した事業展開の支援に関する連携方策最終とりまとめ
- 4 地域資源活用支援事務局等一覧

中小企業地域資源活用促進法 活用の手引き

連携組織による地域の活力づくり

中小企業庁経営支援課 監修
全国中小企業団体中央会 編集

第一法規

単行本・B5判・264ページ

定価 本体2,400円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

はしがき(抜粋)

ここ数年間のわが国の景気回復は、米国と中国の経済成長に負うところが大きく、地域、業種、企業規模によってかなりな格差がみられるようになりました。

さらには、原油をはじめとする原材料価格の高止まり、取引先からの厳しいコスト縮減要求、安価な海外商品の流入等により、地域中小企業にとって今後とも厳しい状況が続くものと予想されます。

こうしたなか、産地のポテンシャルを生かし、地域が自立的に雇用や税収を生み出す仕組みをつくっていくことが求められています。

国は、地域経済の活性化を図るため、このほど、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(「中小企業地域資源活用促進法」)が立法化されました。

地域には産地技術、農林水産品、観光資源など地域特有の資源が豊富にあります。地元では地域資源の持つすばらしさに、意外に気づかずいたり、視点を変えた新しい見方ができなかつたりして活用されていないまま眠っているケースが見受けられます。

この法律は、中小企業による地域資源を活用した商品開発、生産又は需要の開拓等を促進するもの、同法を活用することによって、だれでも身近にある地域資源を見つけて、域外の市場情報や人的ネットワーク化等を補強して、地域発展の核となる新たな事業を育てていくことを目的としています。

本会では、地域資源活用事業をより多くの方々に取り組んで頂くよう「手引き」を作成しました。本手引きでは、「中小企業地域資源活用促進法」に基づく国等の支援策の概要とその活用の参考となる関係資料をほぼ余さず収録しています。

中小企業団体中央会は、産地組合等とともにさまざまな地域振興に取り組んできましたが、同法の施行を機に中小企業庁や地方自治体等の関係諸官庁、中小企業基盤整備機構等の関係支援機関とのより緊密な連携を通じて、多様な連携組織による「地域の活力づくり」を推進することとしております。

地域資源活用事業に取り組もうとする多くの方々には本手引きをご活用頂き、日本の地域が活力を取り戻す一助になれば望外の幸せです。最後に、本手引きの作成にあたり、監修の労をとって頂きました中小企業庁経営支援課にお礼申し上げます。

平成19年11月

全国中小企業団体中央会

内容見本 (縮小)

1 地域資源の活用事業の取組みに向けて

大企業を中心とする集約の環境は、地方の中小企業にはまだ届いていません。大都市圏以外では回復の遅れが目立っており、公共投資に依存しない自立型の経済構造への転換が急務になっています。

一方で、価格競争に巻き込まれない、消費者に強く支持されるサービス、新商品づくりが求められています。

その準備材料となるのが、地域にある優れた地域資源です。産地の技術、農林水産品、観光、伝統文化など全国を他地域には経済活性化につながる多くの「宝の山」が眠っています。

地域経済を支える中小企業や組合関係者は、地域の「強み」となる地域資源を振り返り、磨き上げ、市場で評価される新商品・新サービスをつくりあげていきます。こうした取組みが平成19年度から力強く支援することとなります。

経済産業省・中小企業庁は、新たに立法化した「中小企業地域資源活用促進法」を軸に、「中小企業地域資源活用プログラム」を創設し、マーケティングなどに精通した専門家によるアドバイス体制を整備するほか、資金、税制など総合的な支援制度を創設しました。

全国には、地域資源を活用した新たな事業がすでに動いています。継続に動いているようなら、その動きを加速させましょう。もしうまく動いていないようなら、新しい行動を起こしてみよう。地域の活性化は、ダメだという反省ばかりでなく、今までは違う行動を起こすことからたまたまされます。

地域に定着する関係者は、自分たちの地域はかくあるべしとの信念をしっかりと確立し、そのために地域資源をどのように磨き上げていかならうかの、目的と手段を今一度確認することから取組みをはじめたことをお勧めします。

2 地域資源の考え方

地域資源を活用した中小企業の取組みは大きく分けて①農林水産型、②産地技術型、③観光型があります。

「中小企業地域資源活用促進法」では、「地域産業資源(地域資源)」を①地域の特色

第1章 地域資源活用プログラムの概要

物として輸出程度認識されている農林水産物又は加工品、②特産物となる加工品の生産にかかわる技術、③地域の観光資源として輸出程度認識されているもの、と定めています。

すなわち、地域産業資源は、地域の強みとなり得る特長的なものであって、地域の中小企業が活用できるものです。これら自分たちの地域でもできるとは思いません。

3 地域資源活用支援策のポイント

大都市圏など全国規模で売れる商品を実現するためには、マーケットのニーズの把握の徹底などを踏まえて、商品開発と販路開拓を並行してスピーディに進めることが重要です。しかしながら、多くの中小企業にとって、市場調査、商品企画や販路開拓を進めるために必要なノウハウや人的ネットワーク、そして資金を確保することは容易ではありません。

また、域外市場に関する情報や人的ネットワークの不足から、地域資源の持つ本来の価値に気づかず、せっかく能力を秘めた地域資源も新しい活用の視点と結びけていないというケースもあります。

さらに、地域ブランドの確立など地域全体で地域資源の価値を高めていくという取組みは、さまざまな関係が立ちふさがっています。

そこで、本プログラムでは、地域全体による地域資源の振り返り、地域資源を活用した新商品等の開発・事業化支援、ブランド化の取組みに対する支援を総合的に実施することとしました。

4 支援を受けるために

「中小企業地域資源活用促進法」では、国が具体的な支援の方針や中小企業の事業計画を認定する要件などを記載した「基本方針」(第8、基本方針の概要)に基づき、各都道府県がそれぞれ「基本構想」を策定して、地域資源を具体的に特定します(第2章資料編P60参照)。

前述の国の基本構想で特定された地域資源を活用して新商品やサービスの開発を行う中小企業は、その事業計画が国に認定されると、さまざまな支援が受けられます。

ホームページからのお申し込みは
＜クレジットカードでもお支払いいただけます。＞



<http://www.daiichihoki.co.jp>